

第1回 石川県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

日時：令和2年7月10日（金）
19時00分～20時30分
場所：石川県行政庁舎11階
1109会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 座長選出
- 4 報告事項
 - (1) 本県における感染状況について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に対する検査・医療提供体制等について
- 5 意見交換
- 6 閉 会

[配布資料]

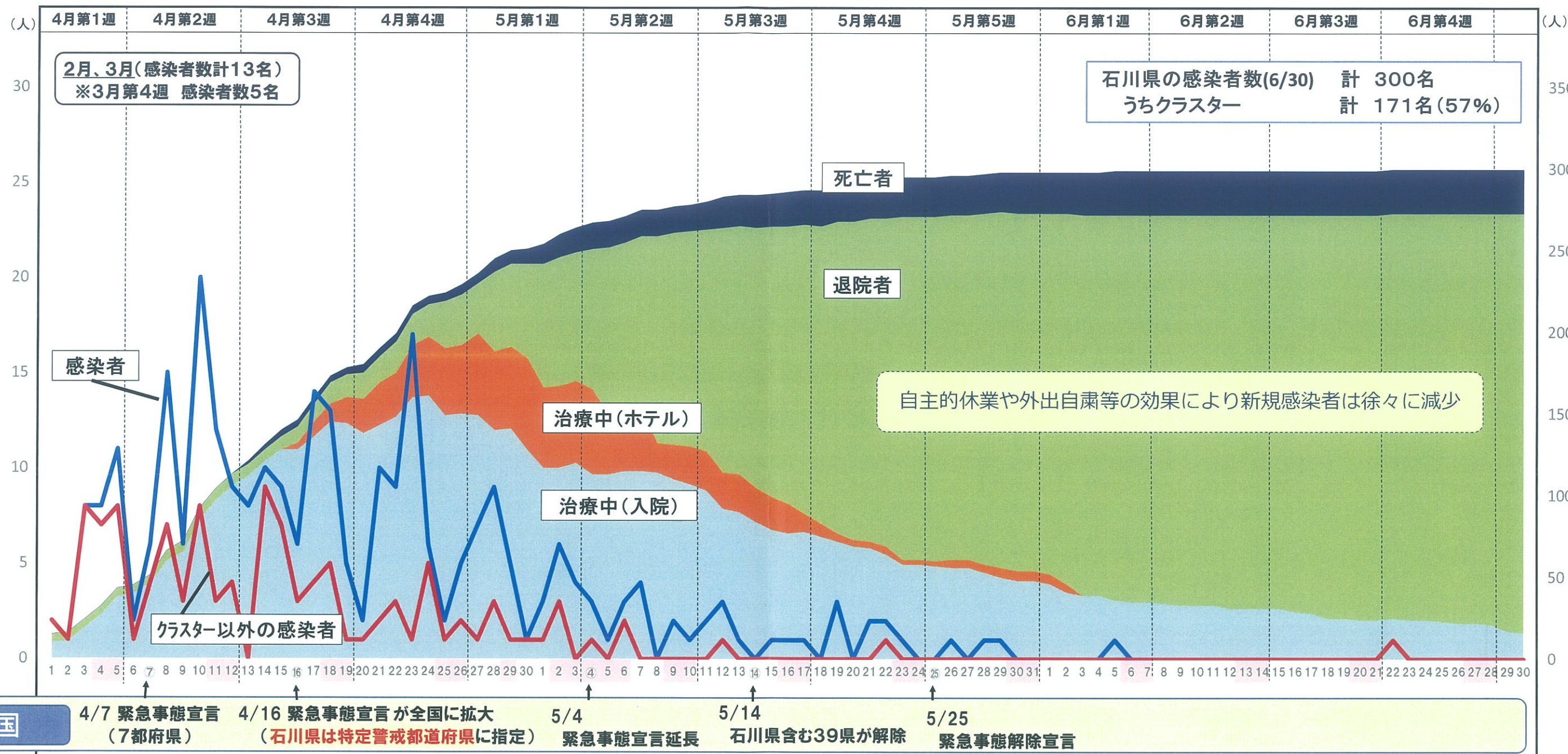
- 資料1・・・本県における感染状況について
- 資料2・・・新型コロナウイルス感染症に対する検査・医療提供体制等について
- 資料3・・・石川県病床確保計画（案）

石川県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 委員名簿

区分	団体名	役職	氏名
医療調整本部 コーディネーター	金沢大学附属病院	副病院長	谷内江 昭宏
	国立病院機構金沢医療センター	副院長	阪上 学
院内感染対策支援 ネットワーク会議委員長	金沢医科大学病院	感染制御室長	飯沼 由嗣
感染症指定 医療機関	石川県立中央病院	病院長	岡田 俊英
	小松市民病院	病院長	新多 寿
	金沢市立病院	病院事業管理者	高田 重男
	公立能登総合病院	病院事業管理者	吉村 光弘
	市立輪島病院	院長	品川 誠
関係団体	石川県医師会	会長	安田 健二
	石川県看護協会	会長	小藤 幹恵
県対策本部 アドバイザー	金沢大学（医薬保健研究域医学系 ウイルス感染症制御学分野）	教授	市村 宏
	株式会社ディー・エヌ・エー ※ 元厚生労働省健康局結核感染症課長	チーフメディカル オフィサー	三宅 邦明

本県における感染状況について

資料 1



石川県

4/13 県独自の石川県緊急事態宣言(4/16 国の宣言を受け石川県緊急事態措置を実施)

4/16 民間宿泊施設受入開始

4/21 特措法に基づく休業要請等 ※段階的に解除 (5/14(博物館等)、5/19(大部分の業種)、5/31(全業種))

	4月第1週	4月第2週	4月第3週	4月第4週	5月第1週	5月第2週	5月第3週	5月第4週	5月第5週	6月第1週	6月第2週	6月第3週	6月第4週	累計
感染者	30	70	65	51	35	14	9	8	3	1	0	0	1	300
うちクラスター以外	26	30	29	15	10	3	1	1	0	0	0	0	1	129
退院者	0	2	7	17	48	53	45	33	9	18	4	7	4	257
死亡者	0	0	4	2	9	1	5	3	1	2	0	0	0	27
治療中(ホテル)	0	0	16	42	50	23	11	3	6	0	0	0	0	0
治療中(入院)	38	106	144	150	120	107	78	58	48	35	31	24	21	16

※数字は6/30現在

新型コロナウイルス感染症に対する検査・医療提供体制等について

1 相談体制

- ・ 県内 5 か所の保健所及び県庁の計 6 か所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・ 相談実績 (累計：2/7～6/30) 延べ 12,502 件
(ピーク時：4 月第 3 週) 2,222 件/週
(現 在：6 月第 4 週) 358 件/週
- ・ 相談対応にあたっては、医師会と共同で作成したフローチャート等に基づき、医師が必要と判断した場合には、円滑に検査を実施できるよう、帰国者・接触者外来と連携して対応

2 検査体制

① 受診・検体採取

- ・ 「帰国者・接触者外来」において診察を実施
(2/7 開設：5 医療機関 ⇒ 6 月末現在：28 医療機関)
- ・ いしかわ PCR 検体採取センターの設置 (6/8 開設)
従来、屋外で実施されていたドライブスルー方式による検体採取を、夏季・冬季にも対応できるように、医療機関及び県医師会にご協力をいただき、空調を備えた屋内施設で実施
(6 月末現在：40 件の検体採取を実施)

② PCR 検査

- ・ 県内における PCR 検査実施可能人数/日

検査機関	現 状	拡大後
県保健環境センター	80 人	120 人
金沢市	(10 人)	30 人
金沢大学附属病院	(10 人)	10 人
県医師会	—	20 人
民間検査機関	(10 人)	40 人
計	80 人	220 人

【課題】

新たに実施可能となった抗原検査の活用を含め、県内における検査体制の更なる拡充が必要

3 医療提供体制

○ 専用病床・宿泊療養施設の確保

(現 状)

・専用病床	233床
・宿泊療養施設	340床
計	573床

(治療中の方が最も多かった時点における病床等の使用状況)

・専用病床	149床/170床	※ 当時の確保病床は170床
・宿泊療養施設	50床/340床	
計	199床/510床	

【課題】

国の推計モデルに基づき、病床確保計画を策定（資料3）

→ 今後、医療機関と調整の上、今月中を目途に体制を整備

4 感染の予防・拡大防止、クラスター対策

① 疫学調査

- ・感染者が確認された場合、濃厚接触者の把握を含めた、積極的な疫学調査を実施
- ・特に、濃厚接触者へのPCR検査について、国の基準が有症状者に限っていたものを、本県では、感染者の同居者、医療関係者については症状の有無にかかわらずPCR検査を実施することで、感染拡大の防止を図る

→ なお、国においても、5/29より、症状の有無にかかわらず、全ての濃厚接触者にPCR検査を実施するよう基準を変更

- ・また、保健所において、感染経路の特定に向けた調査を行った結果、公表時点では、感染者300名のうち、100名が感染経路不明であったが、現在は61名まで減少

② 感染予防（新しい生活様式の徹底）

- ・県HP、県広報などを通じて、感染予防対策の徹底を周知
- ・家庭での取組みを進めるため、チェックシートを作成・周知
- ・事業者については、各事業団体が整備したマニュアル等で対応

③ クラスタ対策

- ・本県では、2つの医療機関を含む、6件のクラスタが発生（感染者171名）
- ・従来の「院内感染対策支援ネットワーク会議」等を活用し、専門家の派遣等を通じて、感染管理の徹底等を実施
- ・特に感染リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方が入所される高齢者・障害者施設におけるクラスタの発生予防と感染拡大防止のために、職員に対するオンライン研修、施設向けの相談窓口の開設、専門家派遣等の対策を6月補正予算に計上

【課題】

本県におけるクラスタの発生事例を検証したうえで、感染による被害が大きくなることが想定される医療機関、高齢者・障害者施設等への感染防止対策の強化が必要

《今後の開催スケジュール予定》

（第1回） 7月10日（金）

（第2回） 8月上旬 …… 第1回の意見等を踏まえた対策案の検討

（第3回） 8月末 …… 対策案の取りまとめ

石川県病床確保計画（案）

- 国が示す患者推計の標準的なモデルにより、感染状況に応じたフェーズ別に、再度の感染拡大に備えた医療提供体制を再構築
- ① 推計モデル：高齢者群中心モデルを採用
- ・高齢者群中心モデル：都市部が県庁所在地のみ、それ以外の地域は人口規模が小さく、高齢者層が多い都道府県のモデル
 - ・生産年齢人口群中心モデル：大都市圏の平均的な人口規模・人口分布、若年層中心の感染拡大を典型とするモデル
- ② 社会への協力要請前の実効再生産数：1.7を採用
- 国は1.7を基本とし、想定以上に感染拡大が進む恐れがある場合は、2.0も選択可能
- ③ 社会への協力要請のタイミング：協力要請基準日から3日目を採用
- 協力要請基準日から、何日後に協力要請（自粛等の要請）を行うかを1～7日から選択（国は、3日目を基本としている）
- 協力要請基準日：人口10万人あたりの新規感染者数が2.5人/週となった日
- 7月上旬を目途に病床確保計画を策定し、その計画を基に医療機関との調整を進め、7月末までに体制を整備

＜本県における患者推計＞

- ・療養者数のピーク：334人
（内訳）入院患者 223人（うち重症32人）、ホテル療養者 111人

＜病床確保の考え方＞

フェーズ	① 平時	② 感染拡大時	参考：第1波の最大実績
医療機関	140床 (重症病床 22床)	254床 (重症病床 35床)	149床 (重症病床 8床)
ホテル	340床	340床	50床

・フェーズ①（平時）

突発的なクラスターの発生等を想定し、医療機関で140床を常に確保するとともに、引き続き、ホテル340床を確保

・フェーズ②（感染拡大時）

協力要請基準を超えるような感染拡大がみられた場合は、必要に応じて、医療機関に対して増床依頼を行い、1週間程度で254床へ増床

⇒ 患者推計における療養者数のピークに対応、第1波の最大実績も上回る

《参考》 病床確保計画策定の経緯について

5/29 国の専門家会議

次なる波に備えた「医療提供体制」の更なる強化について提言

- 3月下旬からの経験を踏まえて、流行の立ち上がり速度や緊急事態宣言を含む公衆衛生上の対策の効果を踏まえた新たな患者数の再推計を行うとともに、併せて、患者が少ない時であっても準備をしておくべき最低限の病床や宿泊療養施設の病床数等の目安を示し直すとともに、その確保を都道府県に求めていくべき

6/19 国の専門家会議

①日本国内でこれまで実際に発生した感染者数の動向、②日本で実際に行った社会への協力要請の効果を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の新たな「流行シナリオ」(患者推計の考え方)を提示

- 3月に国が示した流行シナリオは、①中国の疫学情報を基にして、②公衆衛生上の対策（社会への協力要請をはじめとする行政介入）が行われない前提で作成

6/19 国の事務連絡「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備について」

今後、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、コロナ患者に対する医療を都道府県ごとに確実に確保していくことを中心としつつ、それ以外の疾患の患者に対する医療の確保も適切に図ることができるよう、新たな医療提供体制の再構築が重要

- ⇒ 各都道府県に入院医療体制における病床確保計画の策定等を要請
(7月上旬に病床確保計画を策定 → 7月下旬を目途に体制整備)